

公 示 日：2025 年 11 月 26 日（水）

調達管理番号：25a00743

国 名：マダガスカル

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第 5 チーム

調 達 件 名：マダガスカル国マルチセクターアプローチによる栄養改善プロジェクト（研修／業務調整）（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （１） 担当業務 ： 研修／業務調整
- （２） 格 付 ： 4 号
- （３） 業務の種類：専門家業務
- （４） 在勤地：アンタナナリボ市
- （５） 全体期間：2026 年 1 月下旬から 2029 年 4 月上旬
- （６） 業務量の目途：36 人月

2. 業務の背景

マダガスカルにおける 5 歳未満児の発育阻害（慢性栄養不足）の比率は 39.8%とサブ・サハラアフリカ地域の平均（30.7%）を上回っている（2021 年、Global Nutrition Report）。特に同国の中央高地に位置する各県では、発育阻害の割合が 50%程度と極めて高く、深刻な問題となっている。

こうした状況に対し、同国政府は 2004 年「国家栄養政策」の策定と 2005 年の国家栄養局（ONN：National Nutrition Office）設立以降、2018 年まで「国家栄養行動計画（PNAN：National Action Plan for Nutrition）」を通じ継続的な栄養改善に取り組んだ。2022 年には「国家マルチセクトラル栄養行動計画（PNAMN: National Multisectoral Action Plan for Nutrition (2022-2026)）」を策定した。PNAMN では、複合的要因に基づく栄養不良に対応するため、食料、保健、水衛生、社会的保護、教育の 5 つのセクター間の連携強化を目指し、具体的活動や達成指標が定められ、国・

県がモニタリングを行うこととされている。しかし、実際には現場レベルのデータの欠如等によりモニタリングは十分に行われておらず、セクター横断的な栄養政策の推進はあまり進んでいない。

JICA は、2016 年の第 6 回アフリカ開発会議（TICAD 6）でアフリカ連合開発庁（AUDA-NEPA）と JICA が中心に立ち上げた「食と農のアフリカ・イニシアティブ（IFNA）」の取組の下、2017 年以降 JICA の課題別研修「マルチセクターで取り組む食を通じた栄養改善」に同国から複数の省庁職員を研修員として招聘している。また、技術協力プロジェクト「食と栄養改善プロジェクト」（以下、「PASAN」という）（2019～2024 年）では、ONN 及び県栄養局（ORN: Regional Nutrition Office）に対し国家・県レベルのモニタリング評価会合（CNSE／GRSE： National Committee / Regional Group for Monitoring and Evaluation）の実施支援等、同国の栄養政策推進に係る能力強化を支援してきたほか、中央高地 3 県のコミュニティにおいて栄養・農業・母子保健・水衛生に係る女性と子供を中心とした住民の行動変容を促す包括的なマルチセクターの介入アプローチによる研修を実施し、同研修の栄養改善に係る住民の行動変容の有効性が確認された。

しかしながら、行政による収集データの正確性や省庁間調整、及びコミュニティ住民向け研修の更なる有効性確認や継続的な研修実施に係る体制づくりには依然課題が残されているところ、同国政府は我が国に対し、PASAN の後継案件である本事業を要請した。

本事業は、発育阻害が課題となっている対象地域において、コミュニティ人材を活用しつつ、住民の栄養改善のための行動変容を促すマルチセクターの介入アプローチによる研修を確立するとともに、行政の調整・協働体制の強化及びコミュニティレベルのモニタリング体制の強化を通じ、対象フクタン（マダガスカルのコミュニティレベルの行政単位）において、女性と子供の主な栄養行動が改善されることを図り、もって同国の女性と子供の栄養行動の改善が他地域へ広がることに寄与するものである。

本事業の詳細は別紙「案件概要表」のとおり。

3. 期待される成果

本専門家は、技術協力プロジェクトの業務調整として、他の専門家と協働して活動を計画・実施することを通じ、プロジェクト全体の成果（別紙参照）の発現を目指す。特に成果 1 について調整を行うと共に、成果 2～4 については他の専門家と

現場での活動を展開し、その成果を中央レベルの関係省庁・カウンターパートにフィードバックすることが期待される。本専門家に期待される成果は以下のとおり。

- ・プロジェクト関係者間の意思疎通が円滑に図られ、プロジェクトの投入(日本側の投入のみならず、カウンターパート(C/P)の配置、ローカルコスト予算等の先方の投入)が計画的に執行され、プロジェクトの活動が計画通りに実施される。
- ・特に県／コミュニティレベルの研修、中央／県レベルの各種会合やセミナーが、関係者との調整のうえで戦略的に企画・計画され、実施される。
- ・日本側の事務、会計、庶務が規則どおりにかつ効果的に行われる。
- ・進捗状況に対応した各種報告書が遅滞なく提出される。

4. 業務の内容

事業実施期間内での成果の発現に向けて、他の専門家と調整を行い、想定される活動を計画的に実施する。成果に紐づき想定される活動の詳細は事業事前評価表を確認のこと。

(1) 総合的な活動

- ① チーフアドバイザーの行う運営管理業務を補佐し、また相手国機関との協議を踏まえ、協力計画(実施計画、年間計画)のとりまとめを行う。
- ② 年間計画(専門家派遣計画、在外事業強化費執行計画、ローカルコスト負担事業計画、研修員受入計画、機材供与計画¹⁾)の進捗状況の管理を行う。
- ③ 合同調整委員会への参加等を通じ、相手国機関のプロジェクト実施計画(インプットの規模等、プロジェクトを取り巻く環境)の把握を行う。
- ④ 提出する報告書の作成にあたり、チーフアドバイザーを補佐する。
- ⑤ 各種の広報活動を通してプロジェクトを積極的に宣伝する。
- ⑥ プロジェクトの専門家の行う技術移転に関する計画立案に関し、協議を行い、実施について支援する。
- ⑦ プロジェクトの円滑な実施に支障が生じた場合、関係機関、チーフアドバイザーと連携し、その解決にあたる。

¹ 研修員受け入れや機材供与は当初想定には含まれませんが、計画に変更がある場合はそれらを含めて対応が求められる可能性があります。

- ⑧ 日本側チームの活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務を取りまとめ、その計画的な執行を図る。臨時会計役委嘱を受け、予算管理・支出・精算業務を主体的に担う。
- ⑨ 相手国、JICA、日本人専門家間の連絡・調整役として、JICA 事務所等と協議をしつつ活動の効率化を図る²。
- ⑩ 年次計画の進行に支障となる事項（機材通関、C/P の配置、相手国の予算等）に常時注意を払い、問題が生じた場合には、相手国、日本大使館、JICA 事務所等について十分に協議し、その打開策を見つけ出すとともにその解決の促進を図る。

（２）成果に紐づき特記すべき活動

- ① プロジェクトにおいて実施が求められる現地研修全般（県レベルのマルチセクトラルユニット（MSU）に対する研修（TOT 研修）、栄養改善エージェント（NIA）に対する研修に関し、包括的に実施ニーズ、時期、計画を取りまとめ、関係者と調整の上、主体的に研修を企画・実施する。
- ② 中央レベル／県レベルのモニタリング評価会合（CNSE／GRSE）、現地国内ワークショップやそれに準じたマルチセクトラルな調整のための会議・セミナー等の開催を調整・支援する。（活動 1-5、1-6、3-5、4-8）
- ③ 先行案件が作成した研修パッケージを、対象州で実施する。各県の MSU と協議し、研修の対象とするフクタンを選定し、各フクタンから NIA として研修対象とする住民代表を選出し、研修を企画・実施する。（活動 2-5、2-6、4-4、4-5、4-6）
- ④ 新規県を中心に、MSU に対する TOT 研修を企画・実施する。（活動 4-5）
- ⑤ 各県の MSU や NIA が相互に学ぶ機会としての Exchange Visit の実施を支援する。（活動 3-3）

（３）プロジェクトの価値を高めるための活動

- ① チーフアドバイザーと連携し、本事業の人間の安全保障への貢献（誰を／何を守るのか、どのような脅威から守るのか、どのような保護・エンパワメントにより守るのか）について整理し、その価値を高めるためにプロジェクトの枠組みで貢献できる内容を検討・実施する。（その際、「人間の安全保障の視

² カウンターパートや他の専門家との協働体制の構築・強化をどのように図りたいか（どのような姿勢で臨むか）、過去に内部・外部の関係者と協働してプロジェクト等を実施した経験があればそれらも踏まえて、プロポーザルで提案してください。

点の盛り込み案」³を参考にする。栄養関連サービスが届かないターゲット層の特定・介入アプローチの検討、潜在的なダウンサイドリスクの確認などを、調査等を通じて検討する。追加的な調査や活動の実施については、適宜他の専門家と相談・依頼を行う。）

- ② 本事業のプロジェクト成果の発現のためにジェンダーに配慮した活動をどのように取り組むかを検討する。ジェンダーに関するモニタリング指標の設定（PDM への追加）を検討する。（追加的な調査や活動の実施については、適宜他の専門家と相談・依頼を行う。）

特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

	提案を求める項目	業務の内容での 該当箇所
1	カウンターパートや他の専門家との協働体制を構築・強化するための工夫・姿勢	4. (1) ⑨

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	業務調整に係る各種業務
語学の種類	英語（フランス語ができることが望ましい）

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン ⁴	渡航開始より 1 カ月以内	経済開発部	—	日本語	電子データ
		マダガスカル事務所	—	仏語	電子データ

³ 配付資料

⁴ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）、⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

			—	日本語	電子データ
		C/P 機関	—	仏語	電子データ
3 か月報告書	渡航開始より 3 カ月ごと ⁵	国際協力調達部 (C.C.経済開発部)	—	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より 6 カ月ごと	国際協力調達部 (C.C.経済開発部)	—	日本語	電子データ
		マダガスカル事務所	—	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	経済開発部 (C.C.国際協力調達部)	1 部	日本語	簡易製本
		マダガスカル事務所	—	日本語	電子データ

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は 2026 年 3 月上旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は以下の通りです。体制については今後変更となる可能性があります。

ア チーフアドバイザー／マルチセクター調整

イ 栄養

ウ モニタリング／スーパービジョン

エ 研修／業務調整（本専門家）

※ アは業務実施契約（現地滞在型）の専門家として本専門家とほぼ同じタイミングで派遣予定。

※ イ、ウは業務実施契約（現地滞在型）による専門家、もしくは業務実

⁵ 発注者指定の様式に基づき作成。個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2 か月目終了後に速やかに提出する。

施単独型契約によるコンサルタントとして本専門家の派遣後に別途派遣予定。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第 2 グループから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ Project Design Matrix
- ・ マダガスカル国 食と栄養改善プロジェクト 事業完了報告書
- ・ 人間の安全保障の視点の盛り込み案

② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ 事業事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2024_202207741_1_s.pdf

- ・ マダガスカル国 食と栄養改善プロジェクト インパクト評価報告書

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000052877.pdf>

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザルの提出期限	2025年12月10日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2025年12月19日まで
3	プレゼンテーション実施日	2025年12月24日10時00分～
4	評価結果の通知	2026年1月5日まで

8. 応募条件等

(1) 参加資格のない者等：

「マダガスカル国マルチセクターアプローチによる栄養改善プロジェクト
詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：23a00187）の受注者（合
同会社 適材適所）及び同業務の業務従事者

(2) 家 族 帯 同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

- (2) プレゼンテーション資料提出部数： 1 部
(3) 提出方法： 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上
述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。
プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本としま
す。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によ
っては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予め
ご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネッ
ト環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーション
です。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時
に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認め
ません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認
します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・
負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針、実施方法 36 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 20 点
- ② 語学力 10 点
- ③ その他学位、資格等 10 点
- ④ 業務従事者によるプレゼンテーション 20 点

(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,125,000	1,290,000
	個人	884,000	1,049,000

② 教育費：

就学形態		3 歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	-	-
	インターナショナルスクール／ 現地校		373,400	373,300

③ 住居費：1,300 ドル／月

④ 航空賃（往復）：1,783,082 円／人

(2) 便宜供与内容

ア) 空港送迎：現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

- イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通 訳 備 上：なし
- オ) 執務スペースの提供：国家栄養局内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）
- カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の業務従事者／家族は当該国の一般旅券を自己手配

（３）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マダガスカル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

（４）臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA マダガスカル事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

以 上

案件概要表

1. 案件名

国名：マダガスカル共和国（マダガスカル）

案件名：（和名）マルチセクターアプローチによる栄養改善プロジェクト

（英名）Project for Nutrition Improvement by Multisectoral Approach

（仏名）Projet d'Approche Multisectorielle pour l'Amélioration de la Nutrition

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における栄養の現状・課題及び本事業の位置付け

マダガスカルにおける 5 歳未満児の発育阻害（慢性栄養不足）の比率は 39.8% とサブ・サハラアフリカ地域の平均（30.7%）を上回っている（2021 年、Global Nutrition Report）。特に同国の中央高地に位置する各県では、発育阻害の割合が 50%程度と極めて高く、深刻な問題となっている。

こうした状況に対し、同国政府は 2004 年「国家栄養政策」の策定と 2005 年の国家栄養局（ONN：National Nutrition Office）設立以降、2018 年まで「国家栄養行動計画（PNAN：National Action Plan for Nutrition）」を通じ継続的な栄養改善に取り組んだ。2022 年には「国家マルチセクトラル栄養行動計画（PNAMN: National Multisectoral Action Plan for Nutrition (2022-2026))」を策定した。PNAMN では、複合的要因に基づく栄養不良に対応するため、食料、保健、水衛生、社会的保護、教育の 5 つのセクター間の連携強化を目指し、具体的活動や達成指標が定められ、国・県がモニタリングを行うこととされている。しかし、実際には現場レベルのデータの欠如等によりモニタリングは十分に行われておらず、セクター横断的な栄養政策の推進はあまり進んでいない。

JICA は、2016 年の第 6 回アフリカ開発会議（TICAD 6）でアフリカ連合開発庁（AUDA-NEPA）と JICA が中心に立ち上げた「食と農のアフリカ・イニシアティブ（IFNA）」の取組の下、2017 年以降 JICA の課題別研修「マルチセクターで取り組む食を通じた栄養改善」に同国から複数の省庁職員を研修員として招聘している。また、技術協力プロジェクト「食と栄養改善プロジェクト」（以下、「PASAN」という）（2019～2024 年）では、ONN 及び県栄養局（ORN: Regional Nutrition Office）に対し国家・県レベルのモニタリング評価会合（CNSE／GRSE：National Committee / Regional Group for Monitoring and Evaluation）の実施支援等、同国の栄養政策推進に係る能力強化を支援してきたほか、中央高地 3 県のコミュニティにおいて栄養・農業・母子保健・水衛生に係る女性と子供を中心とした住民の行動

変容を促す包括的なマルチセクターの介入アプローチによる研修を実施し、同研修の栄養改善に係る住民の行動変容の有効性が確認された。

しかしながら、行政による収集データの正確性や省庁間調整、及びコミュニティ住民向け研修の更なる有効性確認や継続的な研修実施に係る体制づくりには依然課題が残されているところ、同国政府は我が国に対し、PASAN の後継案件である本事業を要請した。

（２）栄養セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

対マダガスカル共和国事業展開計画（2022 年 4 月）では、重点分野「農業・農村開発」において、食料安全保障と栄養改善促進のため、マルチセクターによる栄養改善等取り組む方針としている。また、JICA の課題別事業戦略であるグローバルアジェンダ「栄養改善」では、IFNA の取組の下で「現場レベルでの栄養改善事業の推進」を掲げており、本事業はこれらの協力量針と合致する。さらに本事業は、持続可能な開発目標（SDGs）のうち、SDG ゴール 2（飢餓撲滅および栄養改善）、およびゴール 3（すべての人に健康と福祉を）に貢献することが期待される。

（３）他の援助機関の対応

世界銀行は、「マルチフェーズプログラムアプローチを用いた栄養改善プロジェクト（Improving Nutrition Outcomes through a Multiphase Programmatic Approach Phase 2 : PARN2）において、中央高地や南部を含む 13 県を対象に、コミュニティレベルの栄養サイト整備とデータ収集能力の向上等に取り組んでいる。ドイツ国際協力公社（GIZ）は、南東部 1 県においてコミュニティ人材を活用した栄養改善に向けたコミュニティでの介入の実践に取り組んでおり、UNICEF（国連児童基金）も南部の県を対象に類似モデルを使った介入を支援している。その他、欧州連合（EU）は、アナラマンガ県で GRSE 開催等を支援に取り組んでいる。

3. 事業概要

（１）事業目的：

本事業は、発育障害が課題となっている対象地域において、コミュニティ人材を活用しつつ、住民の栄養改善のための行動変容を促すマルチセクターの介入アプローチによる研修を確立するとともに、行政の調整・協働体制の強化及びコミュニティレベルのモニタリング体制の強化を通じ、対象フクタン⁶において、女性と子供の主な栄養行動が改善されることを図り、もって同国の女性と子供の栄養行動の改

⁶ マダガスカルにおける行政の最小単位。村落。

善が他地域へ広がることに寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名：

先行県：中央高地 3 県（イタシ県、ヴァキナカラチャ県、アモロニマニア県）

新規県：2 県程度（プロジェクト開始後に決定）

(3) 受益者（ターゲットグループ）

- 直接受益者：対象コミュニティの女性と子供（特に妊産婦、2 歳未満の子供を持つ母親、2 歳未満の子供）／ONN、農業畜産省（MINAE）、保健省（MSANP）、水衛生省（MEAH）の本省および地方局職員／研修を受けたコミュニティ人材（約 5,000 人）
- 最終受益者：対象県の女性と子供（特に妊産婦、2 歳未満の子供を持つ母親、2 歳未満の子供）

(4) 事業実施期間：2025 年 12 月～2028 年 12 月（計 36 か月）

(5) 事業実施体制：国家栄養局（ONN）、農業畜産省（MINAE）、保健省（MSANP）、水衛生省（MEAH）

(6) 投入（インプット）

1) 日本側（想定）

- ① 長期専門家 2 名（36 人月：総括、業務調整）
- ② 研修員受入（栄養改善）

2) マダガスカル国側

- ① カウンターパートの配置
- ② 執務室の提供
- ③ カウンターパートの出張手当等の支給

(7) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

上記 2. の JICA による支援の他、アモロニマニア県では国際機関連携無償「マルセクターアプローチを通じた栄養改善計画（FAO-UNICEF-WFP 連携）」（2020 年 GA 締結）を実施している。また特定非営利活動法人 AMDA が外務省の日本 NGO 連携無償資金協力を活用し、アナラマンガ県で栄養改善にむけた行動変容を目指す事業を実施中である。

2) 他開発協力機関等の援助活動

上記世界銀行 PARN2 ではコミュニティレベルの栄養サイトの整備とデータ収集能力の向上を含むプライマリヘルスの強化に取り組んでおり、本事業が対象とするイタシ県とヴァキナカラチャ県でも事業を実施していることから、本事業と連携する予定である。また、GIZ は近い地域で類似の栄養改善に関する取組を行っていることから、国内ワークショップ等における優良事例の共有や手法の共通化等、連携・調整を検討する。また本事業が開発した栄養介入アプローチが事業後に他機関にも採用され、全国に広く展開されることを目指し、プロジェクト全体を通じて介入手法の標準化に取り組む方針。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：特になし。

3) ジェンダー分類：「GI (P) 女性を主な裨益対象とする案件」

＜活動内容／分類理由＞ 妊娠期の母親の栄養状態が、出生後の胎児の健康的な発育に影響を及ぼすことを踏まえ、本事業では 15～49 歳の女性の食事多様性スコアをプロジェクト目標の指標に加え、コミュニティの女性の栄養改善のための食事分析、栄養改善指導を活動に含むため。

(9) その他特記事項：

特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

女性と子供の主要な栄養行動の改善が他地域へ広く拡大する。

【指標】プロジェクトが開発したマルチセクトラルな栄養介入アプローチの指針（基本理念）、またはマルチセクトラル研修パッケージを活用または採用しているプロジェクトや介入の件数の増加

(2) プロジェクト目標：

対象コミュニティにおいて、女性と子供の主要な栄養行動が改善される。

【指標】①対象コミュニティにおける女性と子供の主要な栄養行動に関する以下の指標の改善。

a) 生後 6-23 か月齢児の食事多様性スコアの増加

b) 15-49 歳の女性の個別食事多様性スコアの増加

c) 最低食事頻度を満たす生後 6-23 か月齢児の割合の増加

d) 最近 2 週間における 2 歳未満児の下痢症例数の減少

②プロジェクトで策定された「マルチセクトラル介入に関する指針（基本理念）」が承認される。

（３）成果

1. 中央レベルで関連省庁と開発パートナー間の調整・協力が改善される。
2. イタシ県、ヴァキナカラチャ県、アモロマニア県での実践を通じて、栄養改善のためのマルチセクトラルな介入アプローチが確立される。
3. 先行対象 3 県において、コミュニティ人材（栄養改善エージェント（NIA））による栄養関連指標を用いた県レベルのモニタリング体制が試験的に導入される。
4. 栄養改善のためのマルチセクターの介入アプローチが、県マルチセクトラルユニット（MSU）の能力強化を通じて、新規対象 2 県に展開される。

（４）主な活動

- 1-1 国家栄養協議会（CNN：National Nutrition Council）の現状を分析し、CNN の機能に関連した ONN の役割を明らかにする。
- 1-2 CNSE におけるギャップ分析のパフォーマンス向上に資する入手可能な栄養関連データ項目を特定する。
- 1-3 上記で特定されたデータ項目について、関連省庁からの共有を実現するための行動計画を関連省庁とともに作成し、実行する。
- 1-4 PASAN により作成された「ONN/ORN 年次報告作成マニュアル」の手法に基づき、ギャップ分析を行う。
- 1-5 PASAN により作成された「ONN/ORN 年次報告作成マニュアル」を参照し、CNSE 会議を定期的開催する。
- 1-6 開発パートナーおよび関係省庁を対象に、栄養のマルチセクトラル介入グッドプラクティスを分析・共有するための国内ワークショップを開催する。
- 1-7 介入の相乗効果を高めるため、CNN や他開発パートナーに技術的提言を届けるための方策を改善する。
- 2-1 PASAN が開発したマルチセクター研修パッケージを改訂・再構築し、他の関係者による活用を促進する。
- 2-2 コミュニティ人材を活用した栄養改善のためのマルチセクトラル介入アプローチの「指針（基本理念）」を策定する。
- 2-3 イタシ県とヴァキナカラチャ県で、UPNNC、ORN、DRAE 等を含む関係者との協力枠組みを実行し、その中でのプロジェクトの役割を明確にする。

- 2-4 活動 2-3 の協力枠組みに基づき、イタシ県とヴァキナカラチャ県向けにカスタマイズしたマルチセクトラル研修パッケージを作成する。
- 2-5 活動 2-3 で規定された協力枠組みに基づき、NIA 研修を実施する。
- 2-6 アモロニマニア県で、県 MSU を通じて NIA 研修を実施する。
- 3-1 コミュニティレベルで NIA が収集するデータを特定し、試験的な導入に向けたモニタリングフォーマットを作成する。
- 3-2 NIA へのスーパービジョンに関する MSU の能力強化を国および地域レベルで実施する。
- 3-3 イタシ県、ヴァキナカラチャ県、アモロニマニア県で育成された NIA を対象に Exchange Visit を定期的の実施し、NIA によるコミュニティ・モニタリングを実施する。
- 3-4 NIA が収集したデータの品質チェックを行う。
- 3-5 コミュニティレベルで入手したデータを活用することで GRSE の評価内容を改善する。
- 4-1 新規対象県において県マルチセクトラルユニット（MSU）を設置する。
- 4-2 イタシ県、ヴァキナカラチャ県、またはアモロニマニア県の MSU 視察等を通じて、新規対象県の MSU の能力を強化する。
- 4-3 新規対象県におけるマルチセクトラル介入のための行動計画を作成する。
- 4-4 新規対象県で入手可能なデータに基づき、ギャップ分析を行い、対象コミュニティを特定する。
- 4-5 対象コミュニティにおける NIA の選定をコミュニティとともに行う。
- 4-6 新規対象県で、MSU 対象の TOT（Training of Trainers）を実施し、その後 NIA 研修を実施する。
- 4-7 NIA によるコミュニティ・モニタリングを実施する。
- 4-8 新規対象県の ORN および MSU の能力を強化し、GRSE を開催する。

5. 前提条件・外部条件

（１） 前提条件：

- 世界銀行の PARN 等との連携枠組みが実現できる。
- NIA 研修を含む関連活動に十分な財源が確保される。
- PASAN で育成されたカウンターパートの人事異動がプロジェクトの継続に影響を与えない。

（２） 外部条件：

<上位目標達成に必要な外部条件>

- CNN の意思決定プロセスにおいて CNSE の提言が考慮される。

<プロジェクトによる効果が持続していくための条件>

- ONN に関する政府の政策に大きな変化はない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の評価結果

「ガーナ国アッパーウエスト州地域保健機能を活用した妊産婦・新生児保健サービス改善プロジェクト」事後評価（2019 年）では、研修後に現場でのモニタリング・スーパービジョンを行う体制を強化することが、研修効果を高めるために重要であったとの教訓を得た。またプロジェクトの持続性や普及・拡大のために、中央レベルの省庁の巻き込みが重要であるとの教訓も得られた。PASAN の終了時評価（2023 年）でも中央レベルの省庁の巻き込みが進展していない点が指摘されたが、その後中央・県レベルのカウンターパートを住民に対する栄養啓発を実施しているコミュニティに招いて視察活動を行ったことで、関与が高まるなど改善が見られた。

(2) 本事業への教訓

本事業では、上記の類似案件の教訓や経験を踏まえ、成果 2 の研修のあとの成果 3 のモニタリング活動を新たに設けることとした。具体的には NIA 研修を実施した後に、近隣の NIA 同士の活動の経験を共有してモチベーションの向上に結び付ける。そこに県の MSU メンバーが立ち会い、各 NIA からコミュニティ・モニタリングのデータを回収することで、NIA の現場での活動が継続しているかを効率的にモニタリングできる体制をつくることを想定している。またそのモニタリング体制の導入に向けては、国レベルの関係省庁のカウンターパートも巻き込んで現場視察や人材育成のための方針策定を行い、その結果を県レベルの関連省庁が集うモニタリング会合である GRSE、ひいては成果 1 のなかで国レベルの関連省庁や開発パートナーへも適宜結果共有をすることとする。

7. 評価結果

本事業は、同国の開発政策、開発ニーズ、日本の協力方針と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高く、SDGs ゴール 2「飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現」および 3「すべての人に健康と福祉を」に貢献するものであることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標：4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール：事業完了 3 年後 事後評価

以 上

別添資料 マルチセクターアプローチによる栄養改善プロジェクト（地図）



凡例：赤枠はプロジェクトの対象県（3 県）

出所：マダガスカル保健人口調査（EDSMD）（2021）の地図を基に調査団作成。